

平成29年度訪問介護指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	衛生管理等	従業者の健康診断等の結果について確認ができませんでした。従業者が感染症の発生原因とならないために、定期的な健康診断等で従業者の健康状態を把握してください。	都条例第111号第32条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)	1
2	計画の作成	居宅サービス計画、訪問介護計画に位置付けられていない通院介助の提供を行っている事例や居宅サービス計画に位置付けられたサービスを訪問介護計画に位置付けずにサービスを提供している事例がありました。介護支援専門員と連携を図り、居宅サービス計画書及び訪問介護計画に位置付けた上でサービス提供を行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(17)②	4
3	アセスメント	居宅サービス計画の変更に伴い、貴訪問介護事業所に変更となった利用者について、旧訪問介護事業所での訪問介護計画の内容に変更がないことを理由に、新たな訪問介護計画を作成していませんでした。訪問介護計画の内容に変更がない場合でも、適切なアセスメントを行い、新たに貴事業所としての訪問介護計画を作成した上で、サービス提供を行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(17)①、②	1
4		アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時には行われていませんでした。初回の訪問介護計画作成時はもちろんのこと、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者状態像に変化があった時には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。		1
5	評価説明	利用者又はその家族に実施状況や評価の説明が行われていることの確認ができませんでした。利用者又はその家族に実施状況や評価説明を行い、その記録を残してください。	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(17)③	2
6	初回加算	貴訪問介護事業所に変更となった利用者について旧訪問介護事業所での訪問介護計画の内容に変更がないことを理由に、新たな訪問介護計画を作成していませんでした。新規に訪問介護計画を作成していない事例については、初回加算の算定は認められませんので、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1ニ注 老企第36号第2の2(19)	1